

## 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

## 第1号議案

## 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)の一部を改正する。

令和8年1月14日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

## 1 改正の理由

教育委員会の権限に属する事務や教育長が専決できる事務について、必要な見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

- (1) 県立中学校入学者の選抜方針を定めることについて、教育委員会の権限に属する事務として第1条第1項に加えるもの。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務として定めている請願及び陳情の採択を行うことについて、第1条第1項から削除し、教育長への委任事務とするもの。
- (3) 教育委員会の権限に属する事務として定めている教育委員会規則の制定及び改廃のうち、法令の改正等に伴う軽微な改正について、教育長が専決できる事務として第2条第1項に加えるもの。
- (4) その他、所要の改正を行うもの。

## 3 施行日

令和8年2月1日

## 宮城県教育委員会規則第1号

### 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 宮城県教育委員会（以下「委員会」という。）は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会規則を制定し、及び改廃すること。</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>高等学校及び県立中学校の入学者の選抜方針を定めること。</u></p> <p>(13)～(18) [略]</p> <p><u>(19)～(25)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第1条 宮城県教育委員会（以下「委員会」という。）は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会規則を制定し、及び改廃すること。</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>高等学校入学者の選抜方針を定めること。</u></p> <p>(13)～(18) [略]</p> <p><u>(19) 請願及び陳情の採択を行うこと。</u></p> <p><u>(20)～(26)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>第2条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p><u>(1) 前条第1項第5号に掲げる事務のうち、法令の改正等に伴う軽微な改正を行うこと。</u></p> <p><u>(2)～(10)</u> [略]</p> <p><u>(11) 前条第1項第19号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関すること。</u></p> <p><u>(12) 前条第1項第20号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報の開示等の決定に関する審査請求に対し裁決すること。</u></p> <p><u>(13)～(15)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第2条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p><u>(1)～(9)</u> [略]</p> <p><u>(10) 前条第1項第20号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関すること。</u></p> <p><u>(11) 前条第1項第21号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報の開示等の決定に関する審査請求に対し裁決すること。</u></p> <p><u>(12)～(14)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>

## 附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

## 第2号議案

### 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

県立学校の管理に関する規則(昭和32年宮城県教育委員会規則第9号)の一部を改正する。

令和8年1月14日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

#### 1 改正内容

- 県立学校が、学校の実情や地域の特性等に応じて、柔軟に休業日を設定できるよう、休業日の上限について定めている「県立学校の管理に関する規則」第5条第5項を削除するもの。

#### 2 改正理由

- 特別支援学校では、特に小学部の授業時数が国の標準授業時数を大幅に上回っており、教育課程の工夫・改善等が求められている。
- また、近年、夏の猛暑の期間が長期化しており、児童生徒の健康や安全確保の観点からも、夏季休業期間の延長等の柔軟な対応が必要となっている。
- 学校がそれぞれの実情に合わせて休業日を設定することにより、柔軟な教育課程の編成等が可能となり、教員の働き方改革の推進にもつながることが期待できる。

#### 3 施行日

令和8年4月1日

## 【県立学校の管理に関する規則】

### 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- 1 国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日
  - 2 日曜日及び土曜日
  - 3 学年始休業日 4月 1日から同月 7日まで
  - 4 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
  - 5 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
  - 6 学年末休業日 3月25日から同月31日まで
  - 7 校長が特に必要と認めて定める日
  - 8 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日
- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、教育の実施上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行うことができる。
- 3 第1項第3号から第6号までの規定によりがたいときは、校長は、各学年ごとに、同項第3号から第6号までに規定する期間を変更することができる。この場合において、当該変更が日数の増減を伴うときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 4 第1項第7号に規定する日を定めるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 5 第1項第3号から第7号までに規定する日の日数の合計は、  
65日以内とするものとする。

## 宮城県教育委員会規則第2号

### 県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休業日)	(休業日)
第5条 [略]	第5条 [略]
(1)～(8) [略]	(1)～(8) [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
	<u>5 第1項第3号から第7号までに規定する日の日数の合計は、</u> <u>65日以内とするものとする。</u>

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。